すわほうじん　第122号　平成26年11月1日発行（年4回、2·5·8·11月、各1日発行）〈平成14年1月24日第三種郵便物認可〉

すわほうじん

平成26年11月1日発行　第122号　　一般社団法人 諏訪法人会

主な内容

《平成27年度税制改正要望概要》
法人の実効税率を20%台に引き下げ、軽減税率15%の本則化を！
《税務署だより》
11月11日から「税を考える週間」
復興特別所得税の源泉徴収のあらまし
《法人会の社会貢献活動》
諏訪湖畔でクリーンアップキャンペーンを実施

122
2014/NOV.

茅野市指定 景観重要樹木「風除けの松並木」と蓼科山
（北山芹ヶ沢·湖東新井）

めざします企業の繁栄と社会への貢献

ホームページ:http://www.suwahoujinkai.jp/　メールアドレス:info@suwahoujinkai.jp

あなたにとってもイータックス　国税は申告も納税も会社のパソコンで！

法人の実効税率を 20%台に引き下げ、軽減税率 15%の本則化を！

― 法人会の平成 27 年度税制改正に関する提言 ―

全法連主催の「第31回法人会全国大会」が10月16日、宇都宮市において開催されました。大会次第の中で全法連理事会にて決議された「平成27年度 税制改正に関する提言」の報告がなされ今後、全国82万社の法人会会員の総意として関係省庁、各自治体などに対し提言活動を開始することとなりました。

今回は主に社会保障と税の一体改革、及び消費税、経済活性化と中小企業対策について法人会の主張が掲げられました。本号には今回の提言の要約を記載しました。

平成 27 年度税制改正に関する提言

Ⅰ. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

・我が国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、高齢化社会の急進展により今後の社会保障給付は急速な増大が不可避とされることから、社会保障制度の改革は急を要する。
・改革に当たっては、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制するかが重要である。給付財源を公的負担に頼ることになれば、いくら増税しても間に合わない。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

・消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分な配慮が必要なほか、よりきめ細かな価格転嫁対策が求められる。

⑴消費税率のさらなる引き上げに対応するため、現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
⑵事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
⑶税の滞納全体に占める消費税の割合は依然として高く、国民に消費税に対する不信感を与える一因ともなっている。本来、消費税は預り金的な性格を有する税であることから、消費税率のさらなる引き上げを考慮すると、その滞納防止に向けて、制度、執行面においてより実効性のある対策を講じる必要がある。

3. 行政改革の徹底

・社会保障の安定財源確保と財政健全化のために、消費税が引き上げられることは重要であるが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起する必要がある。
・「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削らなければならない。

⑴国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
⑵国・地方公務員の人員削減、能力を重視した資金体系による人件費の抑制

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

・復興特別法人税が1年前倒しで廃止され、法人実効税率は35.64%に引き下げられた。しかし、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われているアジア、欧州各国との税率格差は依然として大きい。
こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が加速し、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。これらの観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきであり、政府が示した来年度からの法人実効税率引き下げを着実に実行すべきである。
・税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されることが望ましい。

⑴法人実効税率20%台の実現
⑵代替財源として課税ベースを拡大するに当たり、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ。
中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求める。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長すること。
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

Ⅲ. 国と地方のあり方

・地方分権は権限と責任が国から移行することを意味する。従って地方は国依存から脱却し自立・自助の体質を構築することが不可欠となる。
・地方行政に必要な安定的な財源の確保や行政改革についても、自立に向けて自らの責任で政策を企画・立案し実行していくことが求められる。

すわほうじん　第122号　（第三種郵便物認可）　平成26年11月1日発行

大会宣言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税に関する活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史と実績を踏まえ、新たな公益法人等への移行後も、租税教育など税の啓発活動を中心とした公益的な活動をさらに積極的に展開し、広く社会に貢献していくことをここに誓うものである。

わが国は、今、長引くデフレからの脱却と強い日本経済の再生を目指す政府の積極的な経済政策が一定の効果を上げ、景気は回復基調にある。しかし、今後、経済の自立的な好循環構造を構築するためには、個人消費や設備投資の拡大、賃金上昇の持続が必要であり、それらを後押しする実効性のある成長戦略が何より重要となる。

加えて、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立も国家的課題である。これらの課題に対応するに当たっては、その前提として、行政改革の徹底が行われるべきである。

こうした中、地域経済と雇用の担い手である中小企業は、経済政策の効果が十分に浸透しておらず、引き続き厳しい状況にある。

日本経済の再生のためには、それぞれの地域を支える中小企業の活性化が不可欠であり、われわれ法人会は、「法人実効税率20%台の早期実現」、「事業承継税制の拡充」等を中心とする「平成27年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、ここ栃木の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成26年10月16日

全国法人会総連合全国大会

花岡会長 国税局長納税表彰を受章

本会、花岡柾好会長は今秋、法人会会長として多年にわたる納税思想の向上、税務行政に対する功労により関東信越国税局長納税表彰を受章されました。本年度長野県では４名の方が受章となりました。花岡会長は長年当会役員を務められ、平成21年に副会長、23年度より会長職にあり当会の発展に多大なご尽力をいただいております。

法人会 会員募集運動実施中!!

非会員のお取引先、お知り合いへお声掛け、
ご紹介をお願いします。

12月末まで

諏訪法人会に入会すると

- 著名人による各講演会
- 法律・労務相談１時間まで無料
- セミナーDVD・オンデマンドサービス利用無料
- ホームページに無料で企業PRを掲載
- 役員・社員の生活習慣病予防健診・PET/CTがん検診の実施
- 役員向け経営者大型保障制度及び従業員向け各保険制度
- 企業広告チラシを会報へ無料折り込み

そのほかいくつか特典があります。

入会金1,000円、年会費は資本金により６段階になっていますが26年度は不要です。
25年度より、本会の目的及び事業に賛同していただいた個人も入会できることとなりました。
（賛助会員）

全国では82万社が加入する団体でさまざまな業種の人と出会い、新しい仕事へのつながりを生み出します。また、経営に差がつく税の知識や経営情報をご提供します。

組織委員会では募集期間中の支部別目標数決めました。

諏訪支部	15社	下諏訪支部	6社
岡谷支部	12社	富士見支部	5社
茅野支部	13社	原　支部	3社

目標達成に向け会員、役員のみなさまのご協力をお願いします。

すわほうじん　第122号 （第三種郵便物認可） 平成26年11月1日発行

会社の税金ガイド《会社経営をめぐる税務》

役員給与には損金になるものとならないものがある

ポイント

従業員に支払う給与は原則としてすべて損金となりますが、役員に支払う給与には損金になるものとならないものがあります。

1 役員の範囲

税法上の役員とは、次の者をいいます。

①社長、専務取締役、常務取締役、その他の取締役、会計参与及び監査役
②法人の使用人以外の者で、**経営に従事**している者
③同族会社の使用人のうち、**一定の要件のすべてを満たしている者で経営に従事**している者

2 使用人兼務役員

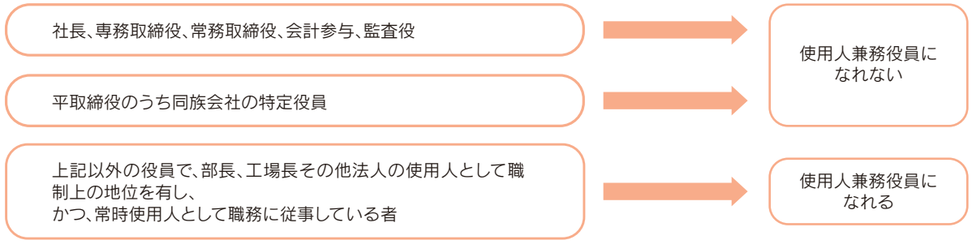

使用人兼務役員に支給する給与及び賞与のうち、使用人部分として適正な額は損金となります。

3 事前確定届出給与の損金算入

事前確定届出給与とは、所定の時期に確定額を支給するもので一定期限内に所轄税務署長に届出した給与をいい、ボーナスを支給しても損金算入が可能になります。

4 過大な役員給与の損金不算入

不相当に高額かどうかは、①実質基準（その役員の職務内容等を基準）と②形式基準（株主総会等で決められた支給限度額基準）との2つの基準で判定します。

※この記事は公益財団法人全国法人会総連合発行の「会社の税金ガイドブック」平成26年度版より転載しました。

税務署だより

「税を考える週間」〔平成26年11月11日（火）～17日（月）〕に向けて

～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

平成26年の「税を考える週間」は、テーマを**「税の役割と税務署の仕事」**とし、以下のとおり実施します。

1　インターネットを活用した広報

●国税庁の取組等を紹介するコーナーを更新

国税庁ホームページ内の「ご紹介します 税の役割と税務署の仕事」を「税を考える週間」の開催に合わせて更新します。

また、スマートフォン版も更新します。

・動画で見る税務署の仕事
　調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介します。
・イラストやグラフで見る税の役割と税務署の仕事
　国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介します。

●ツイッターの活用

「税を考える週間」の開催に合わせて各種情報を提供します。

（You Tubeの国税庁動画チャンネルや、国税庁のホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」などの情報を発信します。）

2　「税を考える週間」期間中に諏訪税務署管内で実施する行事等

開　催　日	行　事　名	場　所　等	主　催　団　体　等
11月12日（水）	記念講演会 ・諏訪税務署長　内山　功 ・株式会社　松本山雅 　代表取締役社長　大月　弘士　氏	RAKO 華乃井 ホテル	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会 関東信越税理士会　諏訪支部
11月13日（木）	納税表彰式	諏訪税務署	
11月17日（月）	税の一日無料相談	下諏訪商工会議所	関東信越税理士会　諏訪支部
期間中随時放送予定	テレビ放送「税金クイズ2014」	LCV-TV	諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会 関東信越税理士会　諏訪支部

～税の役割や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します～

ICT化を通じた納税環境の整備

国税庁では、申告・納税における納税者の利便性の向上を図るため、ICT化を通じた納税環境の整備を進めています。

具体的には、「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」の改善のほか、国税庁ホームページにより、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続等について様々な情報提供を行っています。

また、ダイレクト納付やインターネットバンキング等を利用した電子納税といった多様な納付手段を導入しています。

税　の　役　割

国や地方公共団体は、国民の生活に欠かすことのできない公共サービスを提供するため、様々な行政活動を行っており、その活動のために必要な経費を賄う財源が「税金」です。

国税の多くは、納税者自らが税務署へ所得などの申告を行うことにより税額を確定させ、この確定した税額を納税者が自ら納付する「申告納税制度」を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的に履行することが必要です。

国税庁では、この納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、様々な納税者サービスの充実を図っています。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

自宅や事務所などからインターネットを利用して、

1　所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人税及び復興特別法人税、贈与税、酒税及び印紙税の申告
2　全税目の納税
3　申請・届出等

の各種手続をすることができます。

また、平成26年6月からスマートフォン等で一部の手続等についてe-Taxがご利用いただけます。

国際的な取引への対応

国税庁では、国際的な取引への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約等に基づく情報交換を行っています。

また、国外財産の適正な課税に資するため、平成26年1月から「国外財産調書」の提出が義務付けられました。

復興特別所得税の源泉徴収のあらまし
（平成 25 年 1 月以降の源泉徴収）

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し**、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

（注）租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1％相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

（注）給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については次の2により行います。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等　×　合計税率（％）(※)　＝　源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額(注)

（注）算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式

合計税率（％）　＝　所得税率（％）　×　102.1％

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率（％）	5	7	10	15	16	18	20
合計税率（％） （所得税率（％）×102.1％）	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合（所得税率10％の場合）

888,888円（支払金額）　×　10.21％（合計税率）　＝　90,755.4648円（1円未満切捨て）（算出税額）　→　90,755円（源泉徴収税額）

2 給与等に係る所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

（注）平成25年分以後の源泉徴収税額表は、国税庁ホームページに掲載しています（税務署からも年末調整を行う時期に配布する予定です。）。

3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税と復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税と復興特別所得税の合計額で行います。

《健康プロムナード》

健診はヘルシーライフへの羅針盤

〈健診結果の生かし方〉

乳房・子宮

早期発見なら
乳がん・子宮がんも怖くない

視診、触診で乳がん検査

乳がんは原因がはっきりせず、予防が困難な状況です。しかし、早期に発見すれば、ほとんど完全に治療することができます。健診では視診、触診、X線撮影が行われます。

乳がんの80％は自分でしこりを発見しているという報告があります。自己検診を習慣として身につけ、異常があればすぐに医師の診療を受けましょう。

健診では子宮頸がんを検査する

子宮がんには、子宮の奥のほうにでき、閉経後の高齢女性に多い子宮体がんと、子宮の膣開口部付近にでき比較的若い女性にも多い子宮頸がんがあります。検診では後者の子宮頸がん検査が行われます。

子宮がんは、かなり進行して自覚症状がわかるようになってからでは、治療も予後も大変ですが、まだ無症状の初期の段階では、ほぼ完全に治すことができるといわれるほど、最近の治療技術は進歩しています。検査結果が陽性の人は、さらに精密検査を受け、早めの対処が必要です。

税法・税務研修会

日　時：平成26年11月20日（木）　午後2時～5時15分
会　場：RAKO華乃井ホテル 2階 パルケ

第一講座　午後2時～3時30分

経営脳を鍛える！ 仕事力を高める！
「速読ビジネス活用術」

講　師
Coconut Crusher（ココナッツクラッシャー）
代表　**安田 真知子** 氏

主な内容
・早く読めて忘れない！ ノートの取り方
・企画力アップ！ アイデア出しにも方法がある
・速読マインドマップの使い方

第二講座　午後3時45分～5時15分

「調査官の狙いはここだ！ 税務調査の不安を解消する処方箋」

講　師
税理士　野川 悟志 氏
（国税局 法人課税 実務指導専門官等を歴任）

主な内容
・税務調査の目的
・調査のターゲットを知る
・改正された調査手続き
・調査結果に納得できない場合の救済策

※同封チラシにてお申込みください。

第16回 クリーンアップキャンペーンin諏訪湖

9月27日（土）諏訪支部（藤澤 繁支部長）の企画により環境美化運動「クリーンアップキャンペーン」を実施しました。ガラスの里から終末処理場正門、処理場からホテル若菜、若菜からヨットハーバー周辺、総キロ区間は3kmを３班に分かれゴミや空き缶、ペットボトルなどまた、最多参加17名、諏訪税務署の皆さんには湖畔に流れ着いた瓦礫やタイヤまで拾っていただきました。当初、さざなみ道路沿いは少ないだろうと想定していましたが8月の花火大会の残骸もありました。JA信州諏訪の皆さん7名、コスモス工業３名、大同生命３名、企業として多くの人員をお出しいただき、合計で64名、9月の爽やかな陽気に誘われ汗を流して頂きました。ご苦労さまでした。

各支部ごとに支部事業や地域の行事などを掲載します。次回は「 茅野支部」です。

岡谷支部 寄稿

経理入門セミナー開催される

岡谷支部では、『経理のしくみと流れが1日でわかる』と題し、9月25日に、経理の役割やポイントについて学ぶ6時間コースのセミナーを実施しました。講師は、『若手OLがいきなり会社の経理をまかされる』著者の林忠史氏（㈲マスエージェント代表取締役）。参加者18名は、会社の経理担当者、また、創業間もない方が多く、熱心に受講されていました。

エースドッジボール大会　ボールの寄贈

市内小学校エースドッジボールジュニア大会が9月28日開催されました。社会貢献活動として、開会式において岡谷市発祥のエースドッジボール普及発展のため大会用ボールの贈呈と出場選手に宮坂支部長よりエールが贈られました。

保護者や友達の声援のなか、激しい攻防戦が繰り広げられ、上位チームは、県大会に出場予定です。

SPOT NEWS　スポットニュース

研　修　会

◇決算説明会（8/7～11）

管内3会場で決算説明会を諏訪税務署との共催で実施。資料は「会社の決算申告の実務」「消費税のあらまし」ほか。また、10月7日には新設法人説明会を実施。

役員会･委員会･部会

◇研修委員会（7/24 河西 正一委員長）

研修委員会事業について／研修冊子の選定について／他

◇総務･組織合同委員会（9/4 林 裕彦･小泉 保彦委員長）

26年度事業について／理事会について／本年度会員増強運動について／他

◇理事会（9/19 花岡 柾好会長）

26年度各委員会･部会事業について／他

◇青年部役員会（8/26 宮坂 雄三部長）

合同例会、青年の集い参加について／他

◇女性部役員会（9/5 永田 淑子部長）

部内研修会について／合同例会について／他

青年部主管「会員交流ゴルフコンペ」

青年部主管による会員交流ゴルフコンペが7月23日諏訪市諏訪湖C.C.にて開催され31名が参加しました。成績は以下のとおりです。

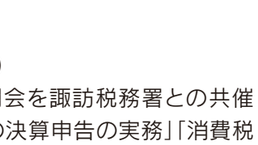

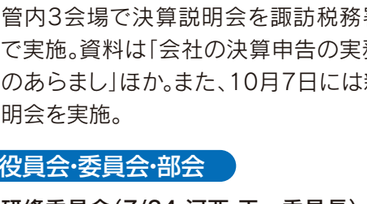

優　勝	林　尚孝	準優勝	雨宮 一也
第3位	原　史郎	ベストグロス	原　史郎

第31回法人会全国大会栃木大会

本年度全国大会は10月16日宇都宮市にて開催され、当会からは花岡会長、宮坂副会長、事務局の3名が参加しました。

絵はがきコンクール開始

本年度も小学生向け租税教室開催に伴う「絵はがきコンクール」が開始されました。10月は米沢小、下諏訪北小にて開催、このほか今年は4校にて開催されます。

女性部秋の部内研修会

10月17日（金）27名が参加して長野市方面へ。車中にて国税調査官の仕事に関するビデオ学習を行いました。宿坊での昼食は静穏な雰囲気に包まれた空間で、どこか懐かしくも新鮮な食の体験でした。

青年部合同例会

9月19日、佐久平にてグレート無茶氏とFMさくだいら前島アナウンサーとのトークショーが行われた。「信州を元気にするには」をテーマに、部長ほか4名が参加。笑いの連続で腹筋が痛くなるほどでした。

生活習慣病予防健診

福利厚生事業の一環として本年も9月1日より岡谷、諏訪、茅野会場において5日間、全日本労働福祉協会による健診を実施、233名の会員が受診しました。

すわほうじん　第122号　（第三種郵便物認可）　平成26年11月1日発行

・告知板・

年末調整説明会のご案内

11月17日（月）	下諏訪総合文化センター 2階
11月18日（火）	岡谷カノラホール 小ホール
11月19日（水）	茅野市役所 8階大ホール
11月20日（木）	諏訪市文化センター 大ホール
11月21日（金）	富士見町コミュニティプラザ

平成26年分の説明会が左記のとおり開催されますのでご案内します。

＊各会場とも午後1時30分から2時間程度です。
＊諏訪税務署より事前に送付される関係書類をご持参ください。

決算説明会のご案内

□茅野会場　12月3日（水）　茅野商工会館 4階
□岡谷会場　12月4日（木）　岡谷商工会館 2階
□諏訪会場　12月5日（金）　諏訪市文化センター 第2集会室

＊各会場とも午後2時～3時30分です。
＊12月～2月決算会社が対象です。

詳細は諏訪税務署よりハガキにて事前にご案内があります。

「税を考える週間」記念講演会のご案内

『未来への夢と感動へチャレンジ 松本山雅の挑戦』

日　時：平成26年11月12日（水）　聴講無料
　　午後2時～4時
会　場：RAKO華乃井ホテル
主催：諏訪税務署管内納税関係団体連絡協議会

申込不要、会場の法人会受付へお越しください。

講　師
㈱松本山雅代表取締役社長
大月 弘士 氏

青年部研修会

経営塾
『男女の発想の違いに気づいてビジネスに活かす法』（仮）

日　時：平成26年11月27日（木）　聴講無料
　　午後6時30分～8時
会　場：ホテル 紅や（諏訪市湖岸通り2）
　　Tel 57-1111

一般会員の方で聴講ご希望の方はご連絡ください

講　師　俳優･作家
中谷 彰宏 氏

編　集　後　記

秋も深まり、山の紅葉も終盤というところでしょうか、家族で紅葉狩りをしても9月27日の御嶽山噴火の事が脳裏をかすめ、複雑な心境になります。けがをされた方のお見舞いと、不幸にも亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。

このところ、さまざまな出来事が人間の考えを、そして思いを超え、その自然現象などに私たちは翻弄されています。自然の力は私たちの考えや技を必ず超えていきます。

これからもっと、何か想像を絶することが起こり、私たちに降りかかってくることでしょうが、多くの皆様と力を合わせ、協力して乗り切って行きたいものです。また、そうならない為に、事前にきちんとした予測をして、防災をし、明るい未来を次世代に受け渡して、活かしたいものです。

広報委員　萩田　均

すわほうじん　第122号　発行／一般社団法人諏訪法人会　〒392-0023 諏訪市小和田南10-29 ☎0266-53-7810
編集／広報委員会　定価 150円 （法人会会員の誌代は年会費に含まれています）

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、重大疾病にかかった時のそなえを確保。

Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

ポイント 1 **重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。**

◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2 **万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**

◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

ポイント 3 **約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。**

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
◎この資料の記載内容は、平成25年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社　松本支社 諏訪営業所/ 諏訪市沖田町3丁目15番フロンティアビル3F TEL 0266-58-7888

F-24-1055(平成25年3月14日)